

国民年金 だより

問い合わせ先
保険年金課 年金係
☎ (40) 5558

**国民年金保険料は
忘れずに納めましょう**

保険料の納め忘れがあると、将来の年金額が少なくなるだけでなく、もしものときの障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

保険料は必ず納付期限までに納めましょう。
平成17年4月から平成18年3月までの国民年金保険料は、月額13,580円（平成18年4月からは月額13,860円の予定）です。

**■ 便利な口座振替を
ご利用ください**

「忙しくて…」 「ついうっかり…」 という方には、便利な安心な口座振替をおすすめします。一度手続きをすれば、金融機関の口座から保険料が自動的に引き落としされるので、納め忘れの心配がありません。

全国の郵便局、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協で口座振替がご利用できます。また、家族の口座から引き落としもできます。希望される方は、「納付書、預金通帳、通帳届出印」を持って、お近くの金融機関で手続きをとってください。

**■ 保険料前納制度が
便利でお得です**

毎月納める保険料を1年分または半年分まとめて前払いすることができます。

前納すると、保険料を毎月納めるのと比べて、年4.0%の割合（複利現価法）で割引されますし、納め忘れもありません。口座振替で前納を希望することもできます。詳しくは栃木社会保険事務所（☎0282・22・6074）までお問い合わせください。

**■ 保険料の納め忘れがある場合、
納付のご案内を行います**

・ 電話による納付のご案内

国民年金保険料は、後でまとめて納めたいと思っても、2年で納められなくなってしまう場合があります。栃木社会保険事務局では、大切な年金の受給権が失われることのないよう、委託された職員が電話による納付の確認とご案内を行っています。委託された職員には契約時に国家公務員と同等の

守秘義務が課せられており、また、必要な情報以外は閲覧できません。

**・ 「国民年金推進員」等の
戸別訪問による納付のご案内**

社会保険事務所の「国民年金推進員」等が、身分証明書を携帯して直接ご自宅にお伺いし、国民年金制度のご案内、届出についての相談業務や国民年金保険料の納付のご案内を行います。（国民年金推進員は非常勤の国家公務員です。）

いずれも、納め忘れによる国民年金保険料の未納期間の長期化を防止し、大切な年金権を守るために実施しているものです。休日や夜間にも行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

年金相談の時間延長と休日相談

栃木社会保険事務所では、平日の午前8時30分から午後5時まで年金相談を受け付けていますが、毎月第2月曜日については午後7時まで時間延長を行っています。また、毎月第2土曜日の午前9時30分から午後4時まで、休日相談窓口を開設していますので、どうぞお気軽にご利用ください。

広域行政窓口サービスのご案内

あなたの住民票の写し・戸籍は、下野市役所のほか宇都宮市・上三川町・上河内町・河内町・壬生町のどの窓口でもとることができます。

- ◆ **利用できる人**
本人または本人と同一世帯・同一戸籍の人（2市4町内にお住まいの方に限ります）
- ◆ **交付できる書類**
住民票（除票も含む）、戸籍の謄本・抄本
- ◆ **受付日**
月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始除く）
- ◆ **受付時間**
午前8時30分～午後5時
- ◆ **手数料**
戸籍の謄・抄本は1通450円
住民票は各市町の条例に定めた額です。

窓口延長業務について

下野市では住民サービスの一環として窓口の延長業務を行っています。

- **延長日**（祝祭日・年末年始除く）
国分寺窓口：月曜日
南河内窓口：水曜日
石橋窓口：金曜日
- **延長時間**
午後7時まで
- **業務内容**
証明書発行業務（住民票の写し、戸籍謄本・抄本、各種税証明書など）

※ 曜日により延長業務を行っている窓口が異なりますので、ご注意ください。